

インターネット利用に関する校内規程

(目的)

第1条

この規程は、北海道札幌白陵高等学校（以下「本校」という）におけるインターネットの利用に関し必要な項目を定めるものとする。

本校はインターネットの利用に際し、以下に定める規定に基づき、運用するものとする。

(インターネット利用の基本)

第2条

本校においてインターネットを利用するに当たっては、生徒および関係者の個人情報の保護に努めるとともに、生徒の情報活用能力の育成を図り、開かれた学校の推進、国際理解教育の推進、総合的な探究の推進等、教育課題解決に寄与するよう努めなければならない。

(インターネットの主な利用形態)

第3条

インターネットの主な利用形態は、つぎの各項に定めるものとする。

(1) 情報の発信

特別活動や各教科での学習事項のまとめ等を、学校のウェブサイト等で発信する。

(2) 情報の受信

学校及び、学校のウェブサイトに対する意見等を広く一般から電子メール等を用いて受信する。

(3) 情報検索および収集

様々なウェブサイト、電子メール等を使用して学習に関連する情報を検索・収集したり、関連する質問を送り回答を得る等する。

(4) 教材作成

様々なウェブサイト、電子メール等を使用して授業で活用できる画像データや文書データを収集・加工して、教材づくりに活用する。

(5) 国内および国際交流

様々なウェブサイト、電子メール等を使用して、本校と交流のある国内の学校や海外の都市・学校等との通信を行う。

(個人情報の発信とその範囲)

第4条

インターネットを利用して生徒の個人情報を発信する場合は、該当する生徒本人の同意を前提とし、本校のシステム管理者または生徒の個人情報の発信を担当する教師の指導のもとに発信するものとする。システム管理者に関する事項は別に規定する。

第5条

インターネットで発信する生徒の個人情報の範囲は、次の各項に定めるところによる。

(1) 氏名

原則として生徒の氏名（姓名）は使用しない。ただし、教育上必要がある場合には、該当する生徒本人及び保護者の同意を前提とし、氏名（姓名）を使用することも可能とする。

(2) 意見・主張等

生徒の意見、考え、主張等については、教育上の効果が認められる場合において該当する生徒本人及び保護者の同意を前提とし、本校のシステム管理者または生徒の意見等の情報の発信を担当する教師はそれらの情報を発信することができる。

(3) 写真

ア 職員が、私物端末・スマホ等を用いて生徒を撮影することを禁止する

イ 生徒の撮影は、校長の許可を得た上で、学校が所有又は管理する端末やカメラ等で行い、その場合、教育目的であって真に必要な場合に限ること

ウ 生徒の写真又は動画のデータの管理は、Sドライブ内の管理職及び指定職員のみアクセス可の指定フォルダに保存すること

エ 児童生徒の写真又は動画のデータを外部に持ち出す場合は、校長の許可を得ること

オ 生徒の写真を使用する場合は、集合写真とするなど個人が特定できないよう配慮する。ただし、教育上必要がある場合において該当する生徒本人及び保護者の同意を前提とし、本校のシステム管理者または生徒の個人写真の使用を担当する教師は個人写真を使用することができる

(4) 生徒の住所、電話番号、生年月日、趣味・特技、その他の個人情報

生徒の住所、電話番号、生年月日、趣味・特技、その他の個人情報の発信は禁止する。

(教師による指導の徹底)

第6条

インターネットを利用する場合には、他人の中傷をしない、著作権、知的所有権に配慮するなど、インターネットにおける基本的な情報モラルに留意するとともに、生成AIの利用を含む生徒の情報モラルの涵養（個人情報をはじめ法令・契約により非公開とされている情報等を入力しないこと等）を図るものとする。

第7条

生徒が本校からインターネットを利用してウェブサイトや電子メール等で発信するデータや情報は、システム管理者または担当する教師の確認を経て外部に発信するシステムを構築する。

(セキュリティ)

第8条

インターネットの利用に当たっては、個人情報および業務データ等の保護に努め、セキュリティについて次の事を徹底する。

(1) インターネットの特性を考慮し、システム管理者及びインターネットを使用した教科等の指導を担当する教師は、教育上有害な情報の取り扱い等の指導を生徒及びその他の教師に対して徹底するとともに、セキュリティ機能のソフトウェア等を利用して教育上有害な情報に本校のインターネット利用者がアクセスできないよう努める。

(2) 校内LANと外部ネットワークとの間に、校内LAN内部のセキュリティを保つためのソフトウェアや設備等を設け、外部から校内LANへの違法な侵入を防ぐように対策を行う。

(3) 個人情報を含むデータは十分にセキュリティ面を考慮したサーバーに置き、外部のネットワークから閲覧できないようにする。また、統括管理者及びシステム管理者の許可なくリムーバブル媒体に業務データを保存して外部へ持ち出すことを禁止する。

(4) ウイルスの被害を未然に防止するため、最新のワクチンソフトによるウイルス検査を定期的の実施する。

(私物端末等の持ち込みについて)

第9条

- (1) 職員が、私物端末・スマホ等を児童生徒が活動する場所に持ち込むことは、原則禁止とする。
ただし、次のいずれかに該当し、事前に校長に申請し許可された場合は、持ち込むことができる。
 - ア 生徒の健康や安全確保の観点から直ちに連絡する必要がある場合
 - イ 授業等の教育活動であって私物端末・スマホ等を使用せざるを得ない場合
 - ウ 職員の個別の事情を考慮し校長が必要と認めた場合
- (2) 私物端末・スマホ等を業務に利用しスクールネット（学習系ネットワーク）に接続する場合は、別紙様式「私物端末・スマホ等の利用許可申請書」で申請すること。
- (3) 私物端末・スマホ等の業務での利用は、授業等の教育活動で使用せざるを得ない場合に限ること。

(外部記録媒体等)

第10条

- (1) 私物の外部記録媒体（USB メモリ等）の利用は原則禁止とする。
- (2) 外部記録媒体（USB メモリ等）については、接続制限（「デバイスシャッター」）があるため、学校で管理・使用する事前登録済みの外部記録媒体を使用すること。

(取り扱い責任者)

第11条

本校の公式ウェブサイトに掲載された情報について本校の学校長は責任を負う。

- (1) 学校長はインターネットの利用の適正を図るため、公式ウェブサイト管理責任者をおくものとする。
- (2) 取り扱い責任者は本校教職員の意見を採り入れながら、公式ウェブサイトの作成及び更新を行う。
- (3) インターネットの接続に必要な環境の設定等のコンピュータ・ネットワーク環境の整備に関してはシステム管理者がこれを行う。

(リンク)

第12条

本校のウェブサイトに対する他からのリンクは、教育目的のものについては原則自由とする。教育目的以外のウェブサイトからのリンクは学校長及びウェブサイト管理責任者、システム管理者の同意を必要とする。有害情報等が含まれると判断されたウェブサイトからのリンクはリンク解除処置の対応を行う。また、著作権表示を明確にし、ウェブサイトの複製等については、学校長の同意の上認める旨をウェブサイト上に明記する。

第13条

本校のウェブサイトから他のウェブサイトへのリンクは、教育的効果を十分配慮し、設定するものとする。有害情報等が含まれると判断されたウェブサイトへのリンクの設定を禁止する。

(インターネット利用規定の見直し)

第14条

学校教育におけるインターネット利用の進展に伴い、この校内規程に示した事項の見直しの必要が生じたときは、校内において十分な検討を経て行うものとする。

(ウェブサイト上での規程の明記)

第15条

本規程を本校の公式ウェブサイト上で必ず明記するものとする。

附則

本規程は、平成10年4月22日から施行する。

平成22年2月9日一部改正

令和8年4月1日一部改正